

群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科博士論文審査規程

(趣旨)

第1条 この規程は、群馬県立県民健康科学大学大学院学則第33条第3項及び群馬県立県民健康科学大学学位規程第5条の規定に基づき、群馬県立県民健康科学大学大学院診療放射線学研究科（以下「本研究科」という。）における博士論文の審査及び最終試験に関し必要な事項を定めるものとする。

(博士論文提出の資格)

第2条 博士論文提出の資格を有するものは、所定の単位12単位以上を修得した者又は修得見込みの者で、必要な研究指導を受け、中間報告を所定の回数以上実施した者とする。

2 本研究科の研究科教授会（以下、「研究科教授会」という。）において優れた研究業績を上げたと認められる者については、在学期間を2年間まで短縮することを認める。

(中間報告の時期)

第3条 前条に規定する中間報告を実施する時期は、毎年度9月及び2月の2回とする。

(中間報告の回数)

第4条 第2条の規定する中間報告について、学生は、博士論文提出までに5回以上実施するものとする。

2 第2条第2項に基づき在籍期間を短縮する場合、学生は、中間報告を在籍期間中において前条の規定に該当するすべての時期で実施すれば、実施回数は5回未満でもよいものとする。

(博士論文審査願の提出)

第5条 博士論文の審査を希望する学生は、博士論文審査願を所定の期日までに本研究科の研究科長に提出するものとする。

2 博士論文審査願に添付する書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 審査願
- 二 博士論文の概要（2,000字以内）

3 前項第1号の博士論文審査願の様式は、別記様式第1号のとおりとする。

4 第2項第2号の博士論文概要の様式は、別記様式第2号のとおりとする。

(博士論文審査願の審議)

第6条 研究科教授会は、前条の規定に基づき提出された博士論文審査願について、受理の可否を審議するものとする。

2 前項の決定をするには、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(研究審査委員会)

第 7 条 前条の規定に基づき博士論文審査願が受理された場合、研究科教授会は博士論文審査願が受理された学生（以下「当該学生」という。）について研究審査委員会を設置し、以後の博士論文審査を付託するものとする。

- 2 研究審査委員会の委員は、当該学生の研究指導を行わない研究科教授会を構成する教員 3 名以上を以て充てるものとする。ただし、当該委員会の委員には少なくとも教授を 2 名含まなければならない。
- 3 研究科教授会で必要と認めるときは前項の委員に他大学の教員等の有識者を委嘱することができる。
- 4 前項の外部審査委員を 2 名以上加える必要があるときは、第 2 項の規定にかかわらず、研究科から選出の審査委員は、2 名以上とすることができる。

(博士論文の提出)

第 8 条 第 6 条の規定に基づき博士論文審査願が受理された場合、当該学生は、所定の期日までに博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- 2 主論文は 1 編とし、必要により参考論文を添付することができる。
- 3 当該学生は、博士論文の提出に際し、前条に規定する研究審査委員会の人数分の写しを提出するものとする。

(博士論文審査実施の可否の判定)

第 9 条 前条に基づき博士論文が提出された場合、研究審査委員会は提出された博士論文の内容を確認し、第 10 条に規定する博士論文の発表及び第 11 条に規定する最終試験の実施の可否について判定し、研究科教授会に報告する。

- 2 研究科教授会は前項の報告に基づき、博士論文の発表及び最終試験の実施を決定する。
- 3 前項の決定をするには、出席委員の 3 分の 2 以上の賛成を必要とする。

(博士論文の発表)

第 10 条 第 6 条の規定に基づき博士論文審査願が受理された場合、研究科教授会は、博士論文に係る研究発表の場として、公開の発表会（以下「博士論文研究公聴会」という。）を開催するものとする。

- 2 前項の博士論文研究公聴会の期日、方法及び場所については、研究科教授会が決定する。

(最終試験)

第 11 条 研究審査委員会は、前条に規定する博士論文研究公聴会の実施後、提出された博士論文の内容及び専門領域に関する学力について、口頭試問による最終試験を行うもの

とする。

- 2 前項の最終試験の期日及び場所については、研究審査委員会が決定する。

(博士論文審査判定会議)

第 12 条 研究審査委員会は、最終試験実施後に博士論文審査判定会議を開催して提出された博士論文及び最終試験の結果に基づき審査を行い、結果を審査報告書にまとめ、研究科教授会に報告するものとする。

- 2 審査においては、研究審査委員会の委員（委員長を含む。以下同じ。）全員が個別に合否判定を行うものとする。
- 3 審査判定については、前項による審査結果において、研究審査委員会の委員全員が合格と認めた場合に限り合格とすることを原則とする。
- 4 研究審査委員長は、各委員の意見及び個別評価を含む審査結果を取りまとめ審査報告書を作成するものとする。
- 5 審査報告書に添付する書類は、次の各号に掲げるものとする。
 - 一 博士論文の内容の要旨（2,000 字以内）
 - 二 博士論文の審査の要旨（2,000 字以内）
 - 三 最終試験の結果の要旨
 - 四 第 2 項による研究審査委員会委員から報告された審査結果
- 6 審査報告書には、研究審査委員会委員が署名捺印するものとする。

(学位授与の認定)

第 13 条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、学位論文の審査と最終試験の合否について決定する。

- 2 前項の学位授与の認定は、研究科教授会の構成員の 3 分の 2 以上の出席があることを要し、学位授与を可とするには、出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。

(研究科長の報告)

第 14 条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果をすみやかに学長に報告しなければならない。

(博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表)

第 15 条 本学は、群馬県立県民健康科学大学学位規程第 6 条第 2 項の規定に基づき学位授与を認められた博士論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により、公表するものとする。

(博士論文の公表)

第 16 条 群馬県立県民健康科学大学学位規程第 6 条第 2 項の規定に基づき学位授与を認め

られた学生は、学位授与を認められた博士論文を印刷製本及び電子的媒体で、研究指導教員及び研究指導補助教員に提出するとともに、群馬県立県民健康科学大学附属図書館及び国立国会図書館に収蔵し、公開するものとする。

- 2 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文をインターネットの利用により、公表するものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、研究科教授会の議を経て研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。